令和６年７月吉日

法人、事業所等の皆様へ

社会福祉法人弥富市社会福祉協議会

　会　　長　　　三　浦　義　光

“福祉協力会員”**「法人会員（法人・事業所）」への加入のお願い**

日ごろは、本会の活動にご理解並びにご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本会は、人と人とのつながりを大切にし、住み慣れた地域で安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を目指して、地域福祉活動を推進する社会福祉法人です。

地域の皆様の温かいご支援を「会費」という形でご協力いただいています。会費は様々な地域福祉事業を実施していくための貴重な財源となります。裏面に本会事業を紹介していますので、ご覧いただけると幸いに存じます。

地域福祉のさらなる充実に取り組んでまいりますので、趣旨等ご理解賜り、何とぞ“福祉協力会員”**「法人会員（法人・事業所）」**にご加入いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

　 **１口** **３,０００円**　　法人会員募集強化月間 ７月

※強制ではありません。あくまで目安です。

©しゃらんちゃん

◎“福祉協力会員”**「法人会員（法人・事業所）」**の優遇措置について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 口　数 | 内　　容 | 備　　　考 |
| **1口３,０００円以上** | 広報紙に**法人・事業所名掲載**※掲載を希望されない場合は、事務局までご連絡ください。 | サイズ；２㎝×４.５cm程度 |
| **１０口****３０,０００円****以上** | 広報紙に法人・事業所の**広告掲載**　**！任意** | サイズ；５㎝×８.５cm程度　※後日データをいただきます。 |
| 社会貢献活動の支援　**！任意** | 社会貢献活動の企画立案、プロデュース |
| 福祉出前講座の実施　**！任意** | 車いす体験、障害者や高齢者の理解、ボランティア論等 |
| ≪税制優遇措置≫法人会員会費は、法人税法上の特定公益増進法人等に対する寄附金に該当し、次のいずれか少ない金額を、損金の額に算入することができます。1. 本会に対する会員会費・寄附金の額
2. 特別損金算入限度額（資本金等の額×当期の月数／12×0.375％＋所得金額×6.25％）×1／2

※本会に対する会員会費・寄附金のうち損金の額に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めて、別途損金算入限度額の計算を行うことができます。（資本金等の額×当期の月数／12×0.25％＋所得金額×2.5％）×1／2 |



 任意の優遇措置の利用に関しては、当該法人・事業所様に

 後日、連絡させていただきます。

【連絡先】

社会福祉法人弥富市社会福祉協議会 法人運営部門

住所；弥富市鯏浦町上本田95-1(弥富市総合福祉センター内)

TEL；0567-65-8105　FAX；0567-65-8002

* 会費納入方法について（別紙）